

# 登録保温保冷基幹技能者

## 資格更新の概要と申込要領

一般社団法人 日本保温保冷工業協会

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-10-7 信成ビル 3F  
TEL : 03-3865-0785 FAX : 03-3865-0787  
e-mail:jimukyoku@jtia.org URL : <http://www.jtia.org/>

# 1. 資格更新手続きの流れ

## (1) 手続きの概略スケジュール

登録保温保冷基幹技能者資格取得者は、有効期限月（下表の★印）を基準とし、下のスケジュール表に示す資格更新手続きが必要となります。

実施事項	担当	月								
		-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	期限
a) 案内&申込要領送付	日保協	●								
b) 資格更新の申し込み	更新者	←	→							
c) テキスト&試験問題送付	日保協			●						
d) 解答用紙提出	更新者			←	→					
e) 採点・審査・更新者確定	日保協					←	→			
f) 更新修了証送付	日保協							●		★

## (2) 実施事項

### a) 資格更新案内及び申込要領の送付

有効期限の**8ヶ月前**に、一般社団法人 日本保温保冷工業協会（以下、日保協という）事務局より、資格更新対象者全員へ資格更新案内及び申込要領等書類一式を発送します。

また、申込要領及び様式等は日保協ホームページ (<http://www.jtia.org/>) からダウンロードすることも出来ます。

### b) 資格更新の申し込み

資格更新対象者は、有効期限の**8ヶ月前から2ヶ月の間**に資格更新申込書及び必要書類を日保協

事務局宛てに提出して下さい。

なお、更新手数料 **5,000 円** を事前に日保協・指定口座へ振込んでください

※ 資格更新の申込みをせずに有効期限を過ぎた場合は、資格失効となるのでご注意ください。

### c) 資格更新テキスト及び試験問題等の送付

資格更新講習は、通信教育で、資格更新申込みの受付け後、日保協事務局より申込者へ更新講習テキスト及び能力確認試験問題と解答用紙を送付します。

### d) 通信教育による自己研鑽、能力確認試験の実施、解答用紙の提出

資格更新対象者は、更新講習テキスト受領後、新たな知識を修得のためテキストによる自己学習を行い、能力確認試験を実施して、**指定された期日**までに、解答用紙を日保協事務局宛てに提出（送付）して下さい。

### e) 採点・審査

能力確認試験の解答については、日保協で採点・審査を行い、更新の可否を判定します。

合格判定基準は 60 点以上です。

### f) 資格更新・修了証の交付

審査の結果、資格更新が認められた者には、日保協より新たに修了証を交付します。

新修了証に記載される修了年月日は初回の修了年月日とし、有効期限は初回修了証から起算して更に**5年間**延長します。

※審査の結果、更新不可と判定された者にはその旨を通知し、再度能力確認試験を実施します。

## 2. 資格更新申込要領

### (1) 必要書類および記入要領

#### 【A】資格更新申込書（様式4）

- ・最上部の日付は、申込書作成の年月日を記入して下さい。
- ・申込書の《記入上の注意》を確認の上、各欄に必要な事項を記入して下さい。
- ・資格更新者氏名欄には氏名を記入後、必ず捺印して下さい。
- ・顔写真を所定欄に貼り付けて下さい。（写真は更新修了証に使用されます。）
- ・資格更新者の住所・所属会社などに変更があった場合は、必ず変更の有無欄の□変更ありへチェックを入れ、変更内容を記載して下さい。

<裏面：様式4【添付資料】へ貼付するもの>

現在所有している「登録保温保冷基幹技能者講習修了証」の表面のコピーを所定欄に貼り付けて下さい。

#### 【B】実務経験証明書（様式5）

- ・最上部の日付は、証明者が証明した年月日を記入して下さい
- ・資格更新者の氏名、生年月日、勤務先名称、証明者との関係を記入して下さい。
- ・前回の登録保温保冷基幹技能者講習修了日から現在までの実務経験（現場実務）を記入して下さい。
- ・証明者との関係欄は、資格更新者からみた証明者の立場を記入して下さい。  
例；勤務先社長（上司）、親会社の部長（課長）、元請の責任者 等
- ・証明者が資格更新者以外の場合は、上段の証明者欄へ会社名、所在地、役職名、氏名を記入して捺印して下さい。この場合、裏面最下段の誓約欄は記入不要です。
- ・証明者が資格更新者本人の場合は、裏面最下段の誓約欄へ記名・捺印をして下さい。  
この場合、上段の証明者欄は記入不要です。

### (2) 申し込み方法

上記の【A】資格更新申込書【B】実務経験証明書をセットにして、折らずにA4サイズの封筒へ入れて下記の送付先へ郵送して下さい。

封筒には「資格更新申請書在中」と明記して下さい。

複数の申請者分を纏めて郵送する場合は、同封していただいて結構です。

<送付先> 〒111-0053

東京都台東区浅草橋1-10-7 信成ビル3階  
一般社団法人 日本保温保冷工業協会  
登録保温保冷基幹技能者講習 事務局宛て

### (3) 資格更新手数料および支払い方法

- 資格更新手数料 ; 1名当り5,000円
- 支払い方法 ; 下記の指定口座へ振込んで下さい。  
(振込手数料は振込人負担となります。)

<振込先>

- ・銀行 : 三菱東京UFJ銀行 浅草橋支店（店番069）
- ・普通預金 : 口座番号 0038323
- ・口座名 : 一般社団法人 日本保温保冷工業協会 講習会  
シャ)ニホンホオンホレイコウギョウキョウカイコウシュウカイ

#### (4) 更新講習の概要

修了証の更新は、登録保温保冷基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うことが前提です。

能力水準の確認は、更新講習テキストによる通信教育とその内容に基づく能力確認試験によって行われます。

更新講習テキストは、初回講習時に修得した能力・知識等のポイントに加えて、その後に技術の進歩や法令改正等により新たに加わった能力・知識等が織り込まれた内容となります。

能力確認試験問題は、更新講習テキストに基づく内容で、記述式問題です。

#### (5) 有効期限経過後の特別措置

やむを得ない理由で有効期限を過ぎてしまった場合、有効期限経過後 6ヶ月以内に限り、資格更新申込みを受付けます。

上記の「資格更新申込み要領」に従って申し込み、通信教育及び能力確認試験を実施して、資格更新可と認められた者には、資格更新修了証を交付します。

有効期限経過 6ヶ月を超えた場合は、新たに登録講習を受講することが必要です。

但し、有効期限経過 1年以内に限り講義の受講は免除されますので、講習試験を受験して頂くこととなります。講習試験に合格した者には新たな修了証を交付します。

なお、講習修了証有効期限を経過した場合、新たな修了証が発行されるまでは資格失効となりますので、その間経営事項審査における加点対象とはなりません。

#### (6) 資格更新・修了証の交付および旧修了証の処置

資格更新・修了証の交付は、有効期限の1ヶ月前を目処に送付する予定です。

旧修了証につきましては特に回収しませんので、各自で処分されるようお願い致します。

#### (7) 問い合わせ先

登録保温保冷基幹技能者の資格更新に関する問い合わせは、下記の窓口へお願い致します。

送付先と同住所 一般社団法人 日本保温保冷工業協会  
登録保温保冷基幹技能者講習 事務局  
TEL :03(3865)0785 FAX:03(3865)0787  
e-mail: jimukyoku@jtia.org

### 3. 個人情報の取り扱いについて

#### (1) 法令等の遵守

(一社)日本保温保冷工業協会は、登録保温保冷基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等を遵守します。

#### (2) 利用目的

(一社)日本保温保冷工業協会が登録保温保冷基幹技能者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。ここに定めない目的で取得する場合は、登録保温保冷基幹技能者の個人情報を取得する時に、あらかじめ利用目的を明示して行います。

①「登録保温保冷基幹技能者講習」申込みの資格審査及び個人認証のため

②登録保温保冷基幹技能者に関連した情報を提供するため

③登録保温保冷基幹技能者の修了証発行等のため

④登録基幹技能者資格制度を整備するデータベースへ掲載のため

(建設業振興基金のホームページにて、有資格者の氏名、資格番号、勤務先等を公開しています。)

⑤個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

### (3) 適正な取得

(一社) 日本保温保冷工業協会は、登録保温保冷基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正な手段で取得することはいたしません。

### (4) 第三者への提供

(一社) 日本保温保冷工業協会は、次の場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

- ①登録保温保冷基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社へ提供する場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録保温保冷基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、登録保温保冷基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録保温保冷基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### (5) 開示・訂正・削除

(一社) 日本保温保冷工業協会は、個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、登録保温保冷基幹技能者から同団体が保有している個人情報の開示を求められたときは所定の手続きに基づき速やかに開示します。その結果、万一誤った情報があれば速やかに訂正または削除いたします。

### (6) 安全管理

(一社) 日本保温保冷工業協会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

### (7) 個人情報管理者の指導・監督

(一社) 日本保温保冷工業協会は、個人情報を担当者に取り扱わせるにあたって、個人情報の安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。

### (8) 委託先の監督

(一社) 日本保温保冷工業協会は、幸甚情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その委託された個人情報の安全管類が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

### (9) 苦情対応

(一社) 日本保温保冷工業協会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応を致します。

### (10) 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-10-7 信成ビル 3階  
一般社団法人 日本保温保冷工業協会 登録保温保冷基幹技能者講習 事務局  
TEL ; 03(3865)0785 FAX ; 03(3865)0787

(完)